

2014年5月24日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳) 2014年3月

Contents

税務法規

1. 対外貿易総合サービス企業の輸出税額
還付(免除)に関する通達(国家税務総
局公告[2014]13号)

2. その他の通達

商務法規

関税法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に
関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を
毎週発行しています。

2014年3月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2014年3月7日 第2014009号
- ▶ 2014年3月14日 第2014010号
- ▶ 2014年3月21日 第2014011号
- ▶ 2014年3月28日 第2014012号

Japan Business Servicesグループで、2014年3月発行分の中から、
日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、
「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 対外貿易総合サービス企業の輸出税額還付(免除)に関する通達(国家税務総局公告[2014]13号)

概要

2014年度対外貿易総合サービス企業の輸出税額還付(免除)問題について以下のように定める。

対外貿易総合サービス企業の定義

国家税務総局公告[2014]13号(以下、「13号公告」)における対外貿易総合サービス企業とは、国内の中小生産型企业に対し物流、通関、与信、融資、外貨の回収、輸出増値税還付の申請等のサービスを提供する貿易企業をいう。

税收政策

対外貿易総合サービス企業が、自らの名義において輸出を行い、国内生産企業および海外企業または個人と契約を締結する場合において、以下の条件を充足するときは、増値税の輸出免除または還付の申告を行うことができる。

- ▶ 当該輸出貨物が生産企業自らにより生産されている。
- ▶ 当該輸出貨物が対外貿易総合サービス企業にすでに販売されている。
- ▶ 生産企業および外国企業または個人が輸出契約を締結し、対外貿易総合サービス企業から外国企業または個人に貨物を輸出し、対外貿易総合サービス企業が外国企業または個人から代金を受領する。
- ▶ 対外貿易総合サービスは自らの名義において輸出を行う。

上記の輸出貨物に対しては、国税発[2006]24号通達の第二条第三項の規定及び財税[2012]39号通達第七条第一項第七号の三に規定される「同類貨物に関する売買契約および輸出契約を締結した輸出企業が自らの名義において行う輸出貨物」に関する規定は適用しない。

コンプライアンス上の要件

13号公告において対外貿易総合サービス企業に対する還付の要件を以下のとおり明確にした。

- ▶ 輸出還付の申請者は、13号公告の規定により輸出還付(免除)の申告時に、適当に申告表に記載しなければならない。

- ▶ 輸出還付の申請者は、輸出還付(免除)を申告の対象となる輸出貨物の国内からの購入及び輸出の真実性を確保するため、リスクコントロールを強化し、当該サービスの対象企業(すなわち生産企業)に対するアセスメントを行い、当該生産企業の経営の状況および生産能力等を厳格に精査すべきである。
- ▶ 対外貿易総合サービス企業は、増値税証憑を偽造(偽造増値税証憑の受領を含むが、善意による取得の場合を除く)し、輸出増値税還付に関する不正を行った場合には、責任主体として規定に従い処分される。

実施時期

13号公告は2014年4月1日から施行され、上記以外の輸出貨物には適用しない。

所見

国弁発[2013]83号を実施し、融資、通関、輸出増値税還付の申請サービス等の対外貿易総合サービスの効率的な提供による中小企業のグローバルマーケットへの進出をサポートすることを目的として、国家税務総局は13号公告を公布した。13号公告は対外貿易総合サービス企業の還付(免除)申告ができる場合および関連するコンプライアンス上の要求を明確にする一方、主管税務機関に対して対外貿易総合サービス企業の監視、審査や評価分析を強化する点を強調した。

2. その他の通達

- ▶ 重要な輸入技術設備に対する輸入関税政策の調整に関する通達(財関税[2014]2号)
- ▶ 税務局の第一グループによる実地調査の執行取消に関する通達(国家税務総局公告[2014]14号)
- ▶ 税務局の第二グループによる実地調査の執行取消に関する通達(国家税務総局公告[2014]15号)
- ▶ 2013年度国家科学技術インキュベーターに対する免税資格審査の展開に関する通達(国科発火[2014]36号)
- ▶ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための中華人民共和国政府とエクアドル共和国政府との間の協定(国家税務総局公告[2014]16号)
- ▶ 大型水力発電企業の増値税政策に関する通達(財税[2014]10号)
- ▶ 一定の化学製品の生産に利用されるナフサ及び燃料に対する増値税に関する通達(財税[2014]17号)
- ▶ 外注また委託加工のガソリン及びディーゼルを利用した継続生産に対する消費税政策に関する通達(財税[2014]15号)
- ▶ 航空機リース企業の印紙税政策に関する通達(財税[2014]18号)

- ▶ 外商投資道路運輸業のプロジェクトの立案に対する許認可権限の委譲に関する通達(交運発[2014]70号)
- ▶ 文化創造及び設計サービス並びに関連産業の融合的な発展の推進に関する意見(国発[2014]10号)
- ▶ 対外文化貿易の発展の推進に関する通達(財税[2014]13号)
- ▶ 輸入奨励技術及び製品目録(2014年度版)の公表に関する通達(発改産業[2014]426号)

・ 商 務 法 規

- ▶ 「外債のローン転換に対する外貨管理規則」の公表に関する通達(匯発[2014]5号)
- ▶ 工業及び通信業の政府による許認可投資プロジェクトの関連事項に関する通達(発改弁産業[2014]322号)
- ▶ 「中華人民共和国公司法(会社法)」の問題に係る関連規定の改正に関する決定(法釈[2014]2号)
- ▶ 外商投資企業の登記標準書式の修正に関する通達(工商外企字[2014]31号)
- ▶ 国家外貨管理局行政審査許可項目目録
- ▶ 中国証券監督管理委員会行政審査許可項目目録
- ▶ 中国人民銀行行政審査許可項目目録
- ▶ 一部の行政法規の廃止および改正に関する決定(國務院令[2014]648号)
- ▶ 「中華人民共和国企業法人登記管理条例实施细则」、「外商投資パートナー企業登記管理規定」、「個人独資企業登記管理方法」、「個人工商業登記管理方法」等の規則の決定に関する改正(国家工商行政管理総局令[2014]63号)
- ▶ 法人登録資本登記管理規定(国家工商行政管理総局令[2014]64号)
- ▶ 「国内企業登記提出資料の規範化」および「国内企業登記文書の規範化」の公布に関する通達(工商企字[2014]29号)
- ▶ 新版営業許可証の使用に関する通達(工商企字[2014]30号)
- ▶ 貨物貿易外貨管理に係る一部の基準文書の廃止に関する通達(税関総署、中国人民銀行、国家外貨管理局[2014]13号)

・ 関 税 法 規

- ▶ 税関加工貿易貨物の監督に関する管理弁法(税関総署令[2014]219号)
- ▶ 税関輸出入貨物の通関申告書の修正及び撤廃に関する管理弁法(税関総署令[2014]220号)
- ▶ 税関輸入貨物の直接返送に関する管理弁法(税関総署令[2014]217号)
- ▶ 税関総署の一部の規則の撤廃に関する決定(税関総署令[2014]216号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

松浦 康雄 監査
matsuura.yasuo@cn.ey.com +86-10-5815-2389

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

阿部 信臣 監査
abe.nobuomi@cn.ey.com +86-10-5913-5111

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 崢 監査
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

田中 勝也 監査
katsuya.tanaka@cn.ey.com +86-21-2228-5173

金杉 喜文 監査
yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com +86-21-2228-2718

長谷川 敬 金融
takashi.hasegawa@cn.ey.com +86-21-2228-5275

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 M&A
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

富永 和晃 税務
kazuaki.tominaga@cn.ey.com +86-20-2838-1456

内野 健志 監査
takeshi.uchino@cn.ey.com +86-20-2881-2720

深圳

玉城 正勝 監査
masa.tamashiro@cn.ey.com +86-755-2502-8192

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

中野 強 監査
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com +852-2629-3031

榑原 史典 監査
fuminori.sakakibara@hk.ey.com +852-2629-3954

水永 真太郎 金融
shintaro.mizunaga@hk.ey.com +852-2849-9395

東京

EY税理士法人 中国デスク

笠原 健司 税務・移転価格
kenji.kasahara@jp.ey.com +81-6-6315-1290
崔 虹 税務
hong.cui@jp.ey.com +81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 JBS部

関口 俊克 中国ビジネス一般
Sekiguchi-tshkts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

松原 充哉 中国ビジネス一般
matsubara-mts@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1131

新日本有限責任監査法人 マーケット本部 新興国コンサルティング室 中国デスク

工藤 敏彦 中国ビジネス一般
kudo-tshhk@shinnihon.or.jp +81-3-3503-1844

Ernst & Young
Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーダーシップのメンバーです。全世界で167,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準確性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2014 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03000791

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china